特定退職金共済制度
簡単まとめ

Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

特定退職金共済制度（特退共）は、所得税法施行令第73条に基づき、国の認可を受けた特定退職金共済団体（商工会議所等）が運営する従業員向け退職金制度です。事業主が掛金を拠出し、従業員の退職後の生活安定を目的とした社外積立型制度です。

1. 特退共の仕組み

- **契約と掛金:** 事業主が従業員の同意を得て共済団体と契約し、毎月掛金（例：1人月額1千円〜3万円）を納付。
- **運用:** 掛金は事務費を差し引き、各共済団体が管理・運用。
- **給付:** 従業員の退職時、共済団体から直接従業員へ退職金（一時金または年金）を支給。請求は事業主経由が一般的。

2. 加入について

- **契約対象（事業主）:** 共済団体の地区内事業主（企業規模・従業員数不問、個人事業主も可）。
- **加入対象（従業員）:**

  原則、全従業員が加入（通常、満15歳以上70歳未満）。

  使用人兼務役員の従業員分も対象となる場合あり。
- **加入対象外:** 事業主・生計を一にする親族、役員（使用人兼務役員の使用人分を除く）、他の特退共加入者。
- **任意加入の場合がある従業員:** 期間雇用者、試用期間中の者等（規約による）。

© MoneyForward, Inc.

3. 他の退職金制度との主な違い

制度種類	特定退職金共済（特退共）	中小企業退職金共済（中退共）	特定業種退職金共済（建退共など）
運営主体	特定退職金共済団体（商工会議所等）	中退機構	各業種別共済組合（中退機構が所管）
対象企業	企業規模不問	中小企業	特定業種（建設、清酒、林業）
掛金	月額定額	月額定額	就労実績に応じ納付
請求	事業主経由で請求・支給が多い	従業員が直接中退機構へ	従業員が所属業界の共済組合へ

4. 主なメリット・留意点

メリット:

- 掛金は全額損金/必要経費算入可。
- 退職金は税制優遇のある退職所得扱い。
- 企業規模を問わず導入しやすい。
- 外部積立で退職金準備の計画性が向上。

© MoneyForward, Inc.

留意点:

- 役員は原則加入不可。
- 掛金減額は手続きが厳格。
- 短期退職で元本割れリスクあり。
- 制度詳細は団体毎に確認要。

5. 補足

- 特退共と中退共の重複加入は可能（複数特退共への重複は不可）。
- 中退共資格喪失時の特退共移行は選択肢の一つ。

© MoneyForward, Inc.